

## 議 事 内 容

専務理事

皆様、ご着席ください。  
会議に入る前に、常設審議委員の交代がありますので、ご紹介いたします。  
県議会選出の大場県議に代わりまして、定松県議が就任されました。定松県議は本日県外出張されておりまして、本日欠席でございます。  
さらに、坂井会長が都道府県農業会議会長会議に出席しておりまして、本日の委員会につきましては議長を貝原副会長にお願いしておりますので、予めご了解をお願いいたします。  
さて、本日の「第26回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し14名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、開会に当たりまして、貝原副会長よりご挨拶をお願いします。

副 会 長

坂井会長の代理でございます。よろしくお願いいたします。  
第26回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。  
さて、今月30日には全国農業委員会会長大会が開催され、多くの会長さん方が参加される予定です。大会では、「農地利用の最適化」を実現するための政策提案決議や、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」についての申し合わせ決議等が内容となっており、「農地利用の最適化」の実績を創出するための具体的な取り組みが求められています。大会後には県選出国會議員への要請活動もいたしますので、しっかりと要請を行ってまいりたいと思います。参加される会長さん方、ご協力よろしくお願いいたします。なお、その概要については、来月の委員会の場で報告させていただきます。  
ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条はございません。第5条・6件となっております。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。  
また、本日は先月に引き続き、農業公社からご出席いただきまして、農地法による意見聴取の後に、『「農地利用の最適化」のための農業公社の取り組み』についてお話しいただきますので、最後まで、ご協力いただきますようお願いいたします。

専務理事

ありがとうございます。  
審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局

(前回の審議案件の結果について報告。)

専務理事	それでは、議事に入りたいと思います。農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を貝原副会長にお願いします。
議長	それでは、只今から議事に入ります。 議事録署名者として、多久市・小園委員と白石町・川崎委員に お願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局 から、説明をお願いします。 まず、〇〇農業委員会分からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-1、〇〇〇〇申請の病院の敷地拡張用地への転用 において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ る農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の 拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積 の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判 断しております。 整理番号5-2、〇〇〇〇申請の介護施設の敷地拡張用地への 転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域 内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存 施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷 地面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相 当と判断しております。 整理番号5-3、〇〇〇〇申請の認定こども園用地への転用に おいて、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあ る農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他 申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又 は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合 は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
議長	次に、〇〇農業委員会分をお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-4、〇〇〇〇申請の貸店舗（自動車販売展示場用 地）への転用において、申請地は第3種農地になることが見込ま れる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供 する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域 に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未 満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地す ることが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断して おります。
議長	次に、〇〇農業委員会分をお願いします。

〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-5、〇〇〇〇申請の産業廃棄物最終処分場用地(安定型)への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
議 長	次に、〇〇農業委員会分をお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-6、〇〇〇〇申請の宅地分譲住宅用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。
議 長	農地法第5条関係6件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議 長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の病院の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	土地利用の計画は全体で書かれていますが、今回の拡張分は駐車場という認識でよいでしょうか。
〇〇農業委員会	はい、今回の拡張分は駐車場の設置となっております。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(挙手多数)
議 長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の介護施設の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(挙手多数)
議 長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の認定こども園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	今回の5-2と5-3の申請場所はすぐ近くで、転用地の価格を比べるとかなり差がある理由は何でしょうか。
〇〇農業委員会	確かに申請地同士近いですが、相対で決められているのでその価格で合意がなされたものと認識しております。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(挙手多数)
議 長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、株式会社〇〇〇〇申請の貸店舗への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	契約は何年契約ですか。
〇〇農業委員会	契約書に基づき20年となっております。
〇 〇 委 員	特記事項はありますか。
〇〇農業委員会	特記事項等についての記載はございません。20年後には原状復帰をするという記載があります。

- 議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (挙手多数)
- 議 長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の産業廃棄物最終処分場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇 〇 委 員 林地を含むということで伐採届けは出されていると思いますが、林地開発の届出はどうなっていますか。
- 〇〇農業委員会 10,000㎡未満ということで開発届けは出されていませんが、市の方の届出で済んでおります。
- 〇 〇 委 員 先ほど10,000㎡超しているとおっしゃいましたよね。
- 〇〇農業委員会 いえ、未満です。
- 〇 〇 委 員 未満ですか、分かりました。
- 〇 〇 委 員 廃棄物の場合だと周辺の方との問題があることがありますが、農地法上規定などは無いですが、もし地元とのやり取りがありましたらご紹介をお願いします。
- 〇〇農業委員会 地元との公害防止協定を10年前になされております。それまでの間、環境調査とかそういった申請に向けての準備をされてきておりました。
- 〇 〇 委 員 雨水のpH調査、試験やアセスメントの報告はされていますか。
- 〇〇農業委員会 具体的にはされていないですが、設置許可申請の事前協議を昨年10月頃から始められて、1月頃までに終わられています。そういった中で確認等はされているものと思っております。それを踏まえて3月に本申請を県に出されております。
- 〇 〇 委 員 今までの雨水については問題なかったということですね。

- 〇〇農業委員会 設置許可申請に出されている事前協議の中で、この規模でいいだろうという判断をされているものと理解しております。
- 〇〇委員 これは拡幅になっているんですね。
- 〇〇農業委員会 場所は現在の施設より南に500m離れています。
- 〇〇委員 別の場所ですか、分かりました。
- 議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手多数)
- 議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、株式会社〇〇〇〇申請の宅地分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 資金計画の中に建設費が上がっていませんが、これを上げていないと条件付宅地分譲という取られ方をされるのではないですか。
- 〇〇農業委員会 この地区は、第3種農地ということで宅地分譲のみの転用申請となっています。
- 〇〇委員 私どもでも確認しました。農業委員会事務局から報告がありましたように、第3種農地の場合の敷地の造成分については条件がございまして、都市計画法で用途が指定されている区域においては、造成のみでの転用が可能となっております。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 資金計画と借入金の金額が違いますが、これはその他の方に入るのですか。
- 〇〇農業委員会 すみません、借入金の方は、5950万円の融資証明をもらってらっしゃったので、その金額をそのまま書いてもらっておりました。資金計画の方の5886万6千円を借入金で対応するということにな

		ります。訂正をお願いします。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議 長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同		(挙手多数)
議 長		挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長		以上、本日意見を求められた農地法第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事		農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議はこれで終わります。お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長		続きまして、2番目の項目に移ります。 「農地利用最適化」のための農業公社の取り組みについて、農業公社よりお願いします。
農 業 公 社		(資料により説明。)
議 長		ありがとうございました。 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問等)
議 長		ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
		《 議 事 終 了 》
専 務 理 事		ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局		(資料2～3について説明。)
専 務 理 事		以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 4 5 分